

地方交付税制度とは

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するもの。
地方団体間の財政力の格差を解消するための財源の均衡化(財源調整機能)と、交付基準の設定を通じて必要な財源を保障する財源の保障(財源保障機能)の財源調整機能を持つ。

◎算定方法

標準的な財政需要である「基準財政需要額」から、標準的な財政収入である「基準財政収入額」を引いた「財源不足額」が、交付基準額となります。

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{財政不足額(交付基準額)}}$$

基準財政需要額

市町村の標準団体は人口10万人と設定され、その標準団体と比べ規模の違いや需要の多寡により需要額を補正します。(消防費・道路橋梁費・小学校費・社会福祉費などの経費を積み重ねて算定します。) この額は予算額でも決算額でもなく、自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定されます。

基準財政収入額

標準的な地方税収入(個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)の75%に地方譲与税等の交付金を足した額です。地方税収の内、基準財政需要額に算入されない25%は「留保財源」として自治体で自由に使える金額として計算されます。標準的な地方税収入が多いほど、自由に使える額(一般財源)が多くなります。

普通交付税を図解

◎基準財政需要額を100億円と仮定した場合の裾野市の現況をみやすく表で例えました。

わかり易くするため、基準財政需要額を100億円として作成します。(実際の額はこれより少なくなります)

基準財政需要額 100億円

全国で7番目に財政力指数が高かった平成20年度(財政力指数 1.606)にあわせて同じ表を作ります。

← 基準財政収入額	160億円 →	留保財源 53億円
標準税収入 213億円		

同じ条件で、令和4年度(財政力指数 0.924)にあわせて表を作ります。

← 普通交付税 → 6.8億円	← 基準財政収入額 → 93.2億円	留保財源 31.1億円	平成20年度との差額 88.7億円
標準税収入 124.3億円			(臨時財政対策債含まず)

標準税収入が減少したことによる不足分がかなり大きくなっています。

市独自のサービスを行える財源(留保財源)も大きく減少しています。

交付団体なので、税収減に伴う交付税の補てんがされるようになりました。

(単位:千円、%)

	令和4年度 a	令和3年度 b	差引増減額 c = a-b	増減率 % d = c/b
基準財政収入額	8,404,339	8,795,676	△ 391,337	△ 4.4
基準財政需要額	9,092,332	8,951,524	140,808	1.6
普通交付税交付額	680,473	157,150	523,323	333.0
財政力指数	0.924	0.983	△ 0.059	△ 6.0
臨時財政対策債発行可能額	283,567	580,613	△ 297,046	△ 51.2